資料１

総合計画策定検討部会報告書

本部会は、平成２０年１０月２０日に開催された福島県総合計画審議会において設置され、同年１１月１８日から平成２１年１０月２９日までの間、１０回にわたり新しい福島県総合計画について審議、検討を行いましたが、その結果は、別紙「新しい福島県総合計画（原案)」のとおりです。

なお、審議会答申に当たっては、以下の点を要望すべきと考えます。

記

１　計画名称及び基本目標は、計画で礎と位置づけた「人と地域」をイメージするなどわかりやすく親しみやすいものに設定すること。

２　本計画はめざす将来の姿の実現に向け、県内のさまざまな主体がともに力を合わせ取り組んでいくための共通の指針となるものであることを踏まえ、多くの機会を通じて広く計画の趣旨や内容等の周知を図り、県全体で共有できるよう努めること。

３　人口減少・超高齢社会の到来等、厳しい時代潮流が見込まれる中にあっても、県民が将来に夢と希望を持ち、安心して暮らすことができる豊かな福島県をつくっていくため、計画の実効性の確保に努めること。

平成２１年１０月２９日

総合計画策定検討部会・部会長

参考資料
（資料１関係）

福島県総合計画審議会における部会の設置について

１　部会設置の趣旨

平成２０年１０月２０日開催の福島県総合計画審議会（以下、「審議会」という。）において、新しい福島県総合計画の策定について、福島県知事より諮問がなされた。

総合計画の検討、取りまとめを機動的・効果的に実施するため、審議会委員で構成する部会を設置する。

２　部会の名称

部会の名称は、「総合計画策定検討部会」とする（以下、「部会」という。）。

３　部会委員の人数

部会委員の人数は、１０名とする。

４　部会の設置期間

新しい総合計画に係る答申時までとする。部会設置期間中に委員の改選があった場合には、改めて会長による部会委員の指名及び部会長の互選を行う。

５　部会報告の取り扱い

部会は、新しい総合計画について審議した結果を審議会に報告し、審議会は、この報告を踏まえてさらに詳細な審議を行うものとする。

６　その他（部会に関する規定）

福島県総合計画審議会条例

第６条　審議会はその定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

資料２

第８回～第 10 回部会での主な審議内容

(1) 第８回総合計画策定検討部会（9/11）

① パブリックコメント、市町村からの意見等への対応について審議

パブリックコメント、地域懇談会、審議会、市町村意見照会における主な意見と、それを受けて中間整理案を修正した部分等について審議し、了承された。

	第８回部会時	第８会部会後追加	計
パブリックコメント	70 件		70 件
地域懇談会	75 件		75 件
7 月 30 日　審議会	9 件		9 件
小　計	154 件		154 件
市町村意見	33 件（8 市町）	11 件（1 市）	44 件（9 市町）
合　計	187 件	11 件	198 件

② 政策分野別の重点施策の指標について審議

政策分野別の重点施策に設定する指標について審議し、概ね了承された。

・　計画期間中に指標を変更する必要がある場合は、総合計画審議会に諮った上で見直しを行い、議会に報告する。

＜主な意見＞

・　モニタリング調査や意識調査をもっと重視すべき

→　意識調査結果を、分かりやすく、まとめて掲載することとした。

・　耕作放棄地の縮小を指標として掲げるべき

→　耕作放棄地の解消面積を指標として追加した。

(2) 第９回総合計画策定検討部会（10/20）

①県議会からの申し入れについて審議

10 月 2 日に県議会から申し入れされた意見とそれへの対応について審議し、概ね了承された。

・　30 年後と 5 年後の目標について　→　③

・　将来人口や経済見通しの根拠について　→　②

・　特筆した重点施策の明示について　→　④

・　目標の達成度合いが県民に端的に感じ取れる指標の設定について　→　③

② 経済見通しについて審議

「ふくしまの人口と経済の展望」について以下の点を踏まえて修正したことを説明、審議し、概ね了承された。

・　公表された最新の県内総生産額、我が国の経済成長率（内閣府、IMF）に基づき、本県の実態に合わせて成長率をマイナス補正した上で、7.8 兆円と試算。

・　全国の経済成長率との格差を解消できた場合は、8 兆円と試算。

＜主な意見＞

・　経済見通しについては、試算に留め置く程度にすべきではないか。

③ めざす姿及び指標について審議

・　審議会では計画名称や基本目標を定めるに当たっての基本的な考え方を示すにとどめ、県当局がその考え方を踏まえて具体的な名称や文言を設定するということについて了承された。

・　その基本的考え方としては、基本目標は、本計画でめざす将来の姿の礎として位置づけた「人と地域」を中心に据えたものとし、計画名称は、計画の看板として基本目標と調和の取れたものとすることで了承された。

・　新設した指標項目等について審議。

＜主な意見＞

・　県民にとって分かりやすい計画名称にすべき　等

④ 「計画の推進のために」について審議

議会からの意見を踏まえて、戦略的な取組みを進めるための「重点プログラム」について記載したこと等について審議し、概ね了承された。

・　重点プログラムは、第４章の政策分野別重点施策を横断して、ストーリー性を持って実施する施策のまとまりである。

・　このプログラムに基づき毎年度の事業を展開する。

＜主な意見＞

・　計画全体における県民運動の位置づけについて検討すべき　等

(3) 第 10 回総合計画策定検討部会（10/29）

①　計画（原案）について審議

計画（原案）について概ね了解を得た。ただし、重点施策の名称のうちの一部（「人々がはつらつとして活躍する社会の実現」等）の修正について、部会長に一任とされた。

②　審議会に対する報告について審議

部会報告書について、概ね原案のとおり了承された。ただし、一部の字句の調整について、部会長に一任とされた。

参考資料
（資料２関係）

新しい総合計画と議会との関係

１．議決条例について

○　県の総合計画の策定は、「福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例」（平成 17 年 3 月 25 日施行）に基づき議会の議決を経る必要があるとされている。

○　当該条例は、現行計画「うつくしま２１」の重点施策の見直しの際に適用されたが、新たな計画の策定に当たって適用されるのは、今回が初めてである。

【関連条文】

＜福島県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例＞

（目的）

第一条　この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第二項の規定に基づき、県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画の策定等を議会の議決事件として定めることにより、県民の負託を受けた議会が積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った県行政の推進に資することを目的とする。

（議決すべき計画）

第二条　前条に定める県行政全般に係る基本的かつ総合的な計画は、福島県長期総合計画とする。

２．「新しい福島県総合計画」調査検討委員会について

○　議会では、県の総合計画が議会の議決案件とされていることを踏まえ、新しい総合計画について、ふくしまの未来をともに考え、議会の意思を執行部に伝えていくことが重要であるとの考えから、「『新しい福島県総合計画』調査検討委員会」を本年５月２５日に設置した。

○　当該委員会では、計画策定作業と並行して全９回にわたる集中的な調査検討が重ねられ、その結果は 10 月 1 日に委員長から議長に対して報告され、これを受けて、10 月 2 日に議長から知事に対し、「『新しい福島県総合計画』策定に当たっての意見」として、議会として最終計画案に反映させるべきとする意見の申し入れがなされた。

○　申し入れの内容は、別紙のとおり。

【関連条文】

＜福島県議会会議規則＞

第百二十条　法第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

２　前項に規定するもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

３～４　（略）

＜地方自治法＞

第百条　１～１１　（略）

１２　議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

１３～１９　（略）

新しい総合計画の策定経過

年度	月	旬	総合計画審議会開催予定	議会 定例会等	議会 説明・折衝等	議会 審議内容等	県民意見聴取等
平成20年度	10	上	新しい総合計画策定諮問				
		中					
		下	10/20　総合計画審議会				
	11	上					
		中	11/18　第1回総合計画策定検討部会				
		下					
	12	上	論点整理 特性・潮流・課題等審議	12月			
		中					
		下	将来展望（特性・時代潮流）、将来像等の考え方審議				
	1	上					
		中					
		下	1/29　第2回総合計画策定検討部会		将来像		シンポジウム 作文コンクール 高校生・大学
	2	上			将来像・大事にする考え方		
		中	2/13　総合計画審議会				地域懇談会
		下		2月			
	3	上	委員改選・部会再設置				
		中					
		下	3/27　第3回総合計画策定検討部会				
平成21年度	4	上	めざす将来の姿、計画の構成等審議				
		中					市町村意見照会
		下	4/30　第4回総合計画策定検討部会				
	5	上	重点施策、指標、地域別重点施策審議				
		中	5/22　第5回総合計画策定検討部会				
		下	重点施策、指標、基本方向の実現方策、地域別重点施策審議	検	5/26　第1回調査検討委員会	委員会設置	各市町村長と知事意見交換
	6	上		検	6/ 8　第2回調査検討委員会	これまでの計画検討状況説明	
		中	6/19　第6回総合計画策定検討部会				
		下		6月 検	6/24　第3回調査検討委員会	これまでの計画検討状況説明	
	7	上	中間整理案審議	検	7/ 7　第4回調査検討委員会	委員協議（執行部同席）	
		中	7/17　第7回総合計画策定検討部会				
		下	7/30　総合計画審議会	検	7/27　第5回調査検討委員会	議員意見への回答 中間整理案説明	
	8	上		検	8/ 3　第6回調査検討委員会	委員間協議	
		中	中間整理案審議		8/3　中間整理案		パブリックコメント　地域懇談会　市町村意見照
		下		検	9/ 1　第7回調査検討委員会	委員間協議	
	9	上	パブコメ等による修正、指標審		中間整理案への意見		
		中	9/11　第8回総合計画策定検討部会	検	9/14　第8回調査検討委員会	パブコメ結果説明	
		下		9月 検	9/29　第9回調査検討委員会	報告書案協議	
	10	上	議会申し入れに対応した修正内容等審議	検	10/1　第10回検討委員会	報告書決定　委員長報告	
		中	10/20　第9回総合計画策定検討部会		10/2　議長報告　知事申し入れ		
		下	10/29　第10回総合計画策定検討部会				
	11	上	11/ 5　総合計画審議				
		中	答申　部会報告案審議				
		下	答申案審議				
	12	上		12月	新計画案提案		
		中		特			
		下					

別紙

福島県知事　佐藤　雄平　様

「新しい福島県総合計画」策定にあたっての意見

平成２１年１０月２日

福島県議会議長　　佐藤　憲保

現在、県では、次世代へつなぐ３０年程度先の将来を展望しながら、急激な情勢の変化に時機に応じて柔軟な対応を可能にする計画期間５年の新たな総合計画の策定作業を進めている。

この新たな総合計画は、人口の減少や高齢化の急速な進行、食料・エネルギー問題の顕在化、環境問題の深刻化、さらには、世界的な景気低迷など、社会経済情勢が急激な変化を見せる中で、将来を見据えた確かな県政の基本的方向を示す意味からも、よりその重要性は増している。

このため、県議会は新たな総合計画の策定に対し、ふくしまの未来を共に考え議会の意思を積極的に伝えて行くことは極めて大切なことであるとの考えの下に、本年５月２５日に「新しい福島県総合計画」調査検討委員会を設置し、福島県総合計画審議会における計画案策定作業と並行して集中的な調査検討を重ねてきた。

その審議を通じて、「新しい福島県総合計画」に反映させるべき意見の多くは中間整理案に反映されたところであるが、さらに、今後策定される予定の最終計画案に対して、県議会として反映させるべき意見を取りまとめたところである。

議会としては、これらの意見を議会の総意としたところであり、ついては、県当局においては、次の事項に留意のうえ、積極的に対応されるよう申し入れる。

〈最終計画案において対応を求める意見〉

１ 基本目標について

基本目標は、３０年後の福島県が目指す姿（大きな目標）と５年の計画期間において目指す目標を、県民に分かりやすく、心を一つに取り組めるような、明確でインパクトのある表現を持って示すべきである。

２ 将来推計値と重点施策について

(1) 将来人口や経済見通しに代表される総合計画の基礎をなす数値については、県民が納得できる明確な根拠を示すべきである。

(2) ５年後に向けてどのような県にしたいのかが県民に伝わるよう、特筆した重点施策に数値目標を設定しながら明示すべきである。

(3) 各種の重点施策における「指標」についても、目標の達成度合いが県民に端的に感じ取れるものを設定すべきである。

３ 生活圏の捉え方について

「７つの生活圏」の考え方については、本県の地域計画の推進を図る上で、当面、堅持すべき大切な考え方とされているが、一方で、圏境の行政課題に関しては、より柔軟な対応が必要となっている。

このため、３０年先の将来展望においては、生活実態に即した生活圏づくりを進める中で、「７つの生活圏」を「固定するものではない」旨の柔軟な姿勢を示すべきである。

資料３

計画（案）と中間整理案の対比表

（中間整理案の概要）

めざす将来の姿

第１章
ふくしまの
特性と時代潮流

第２章
ふくしまの
めざす将来の姿

基本方向

第３章
ふくしまの
基本方向

第４章
基本方向の
実現方策

重点的に実施する取組み

第５章
政策分野別の
重点施策

第６章
地域別の
重点施策

計画（案）の概要

めざす将来の姿

ふくしま全体で共有

第１章
ふくしまの
特性と時代潮流

○ 将来の姿を描く際の基礎を共有します。
・本県のあゆみ、特性、時代潮流、人口・経済（農業、製造業等の生産額を示しながら県内総生産額を第１～３次産業別についても試算）の展望、時代認識

第２章
ふくしまの
めざす将来の姿

○ ふくしまの目標と将来の姿を共有します。
・基本目標と基本姿勢
・めざす将来の姿

基本方向

ふくしま全体で共有

第３章
ふくしまの
基本方向

○ 将来の姿の実現に向けた方向性を共有します。
・政策分野別の基本方向
・地域別の基本方向

重点的に実施する取組み

県の役割のもと５年間で推進

第４章
政策分野別の
重点施策

○ ５年後の目標を、より明確に、かつ分かりやすくするため、主要な指標を用いて章の冒頭に表示することとした。
○ 県の役割のもとに、政策分野ごとに重点的に推進する施策及びその達成度を測る指標を示した。

第５章
地域別の
重点施策

○ 各地域において、重点的に推進する施策を示します。

計画の推進のために

第６章
計画の推進
のために

○ 推進の考え方、県民運動の展開、実効性の確保
○基本方向の実現に関する事項を記載していた旧第４章「基本方向の実現方策」について、重点施策の実効性を高める観点から重点プログラムを盛り込むこととし、計画全体の具体的な推進を記載する章として最終章に位置づけることとした。